

北海道石狩翔陽高等学校「Instagram」運営要領

（目的）

第1 この要領は、北海道石狩翔陽高等学校（以下「翔陽高校」という。）が、ソーシャルメディア「Instagram」（以下「Instagram」という。）を利用して行う翔陽高校の教育活動の情報発信・学校PRに関して必要な事項について定める。

（投稿内容）

第2 翔陽高校はInstagramを活用して、次の情報発信を行う。

（1）翔陽高校生徒の教育活動・学校PRに関する情報

ただし、不当に民間の競争を阻害するなど、翔陽高校が発信する情報として不適切と認められるものを除く。

（2）その他北海道石狩翔陽高等学校長が適当と認めた情報

2 前項の情報発信は、ICT教育推進局ICT教育推進課（以下「ICT課」という。）が定める「道立学校ソーシャルメディア利用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に十分留意して行うものとする。

（投稿手続き）

第3 翔陽高校は、ICT課へのコンテンツフィルタリング規制URL解除の申請を行うものとする。

2 投稿者は、次に掲げる事項を確認した上で投稿しなければならない。

（1）事前に北海道石狩翔陽高等学校長の承認を得た上で、職場のパソコンからログインし投稿すること。

（2）掲載する画像は、記事に関連するものとし、事前に権利関係を確認の上掲載すること。

（3）記事内にホームページアドレスのリンク先を設定する場合は、次の条件を満たすこと。

ア 投稿内容に関係するものであること。

イ リンク先の内容が公序良俗に反しないものであること。

ウ リンクの相手方に事前に了解を得ているものであること。

（セキュリティ対策について）

第4 翔陽高校は、公式アカウントにログインするためのIDやパスワードなどの利用者情報を、投稿者以外の者に知られることのないよう適切に管理するとともに、定期的に、また投稿者に異動があった場合などは随時にパスワードを変更するなど、その管理に細心の注意を払うものとする。

2 翔陽高校及び投稿者は、道のセキュリティポリシーを遵守し、Instagramを利用するものとする。

（外部対応について）

第5 翔陽高校は、Instagramの運用に関する考え方を明示するため、ホームページ上に運用ポリシーを掲示する。

2 投稿した記事に対するコメント機能は原則として無効に設定する。

3 記事に対する誹謗中傷等が寄せられ、又はネット上などで発見した場合は、翔陽高校は、その対応にあたりとともに、個人的な誹謗中傷又は公序良俗に反する投稿については、削除などの必要な措置を講ずるものとする。

4 その他Instagramの運用を通じてトラブルが発生した場合は、ガイドラインの5（トラブルが発生した場合の対応例）に基づき、誤解を招くことのないよう、冷静かつ適時に対応するものとする。

（その他）

第6 翔陽高校におけるInstagramの利用に関して、この要領に定めのないものについては、ガイドラインによるものとする。

附 則

この要領は令和5年4月1日から施行する。